

指定作業場届出の手引き

自動車駐車場・材料置場などの事業所は
環境確保条例※により指定作業場として区役所へ
設置の30日前までに届出をする必要があります。

1. 届出対象事業所一覧
2. 届出の方法
3. 届出に必要な書類
 - (1) 指定作業場設置（変更）届出書
 - (2) 別紙
 - (3) 案内図
 - (4) 配置図
 - (5) 平面図
 - (6) 立面図
 - (7) かなばかり図
4. 指定作業場に関する主な規制基準
5. 公害防止の方法

※「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
(略称：環境確保条例)

世田谷区 環境保全課

TEL 6432-7137

FAX 6432-7981

☎158-0094 世田谷区玉川1-20-1

1. 届出対象事業所一覧

- (1) レディミクストコンクリート製造場(建設工事現場に設置するものを除く)
- (2) 自動車駐車場(収容能力20台以上)
- (3) 自動車ターミナル(事業用自動車収容能力10台以上)
- (4) ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド
- (5) 自動車洗車場(スチームクリーナー・原動機を用いる洗浄機を使用するもの)
- (6) ウェスト・スクラップ処理場
- (7) 廃棄物の積替え場所又は保管場所(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するもの)
- (8) セメントサイロ(セメント袋詰作業場)
- (9) 材料置場(面積100㎡以上)
- (10) 死亡獣蓄取扱場
- (11) と蓄場
- (12) 畜舎(豚 ⇒ 総面積50㎡以上、鶏 ⇒ 1,000羽以上、馬・牛 ⇒ 総面積又は合計面積200㎡以上)
- (13) 青写真の作成の用に供する施設
- (14) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設
- (15) 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- (16) めん類製造場
- (17) 豆腐又は煮豆製造場(原料豆の湯煮施設がある所)
- (18) 砂利採取場
- (19) 洗濯施設(コインランドリーを含む)
- (20) 廃油処理施設
- (21) 汚泥処理施設
- (22) し尿処理施設(処理対象人員201人以上)
- (23) 工場、作業場から排出される汚水の処理施設(次号は除く)
- (24) 下水処理場
- (25) 暖房用熱風炉(熱源を電気、廃熱、ガス専燃とするものは除く)
- (26) ボイラー(熱源を電気、廃熱とするものは除き、伝熱面積5㎡以上のもの。いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを専焼させるものは伝熱面積10㎡以上)
- (27) ガスタービン ⇒ 燃焼能力:重油換算50l/時以上のも(非常用のもは除く)
ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関 ⇒ 燃焼能力:重油換算5l/時以上のも(非常用のもは除く)
- (28) 焼却炉(火床面積0.5㎡以上、又は燃焼能力50kg/時以上)
- (29) 地下揚水施設(冷暖房、水洗便所、洗車用及び浴室の合計床面積150㎡超の公衆浴場)
- (30) 水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設のうち、沈殿施設又はろ過施設を有する事業場(浄水能力1万㎡/日以上)
- (31) 病院(病床数300以上)
- (32) 科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場

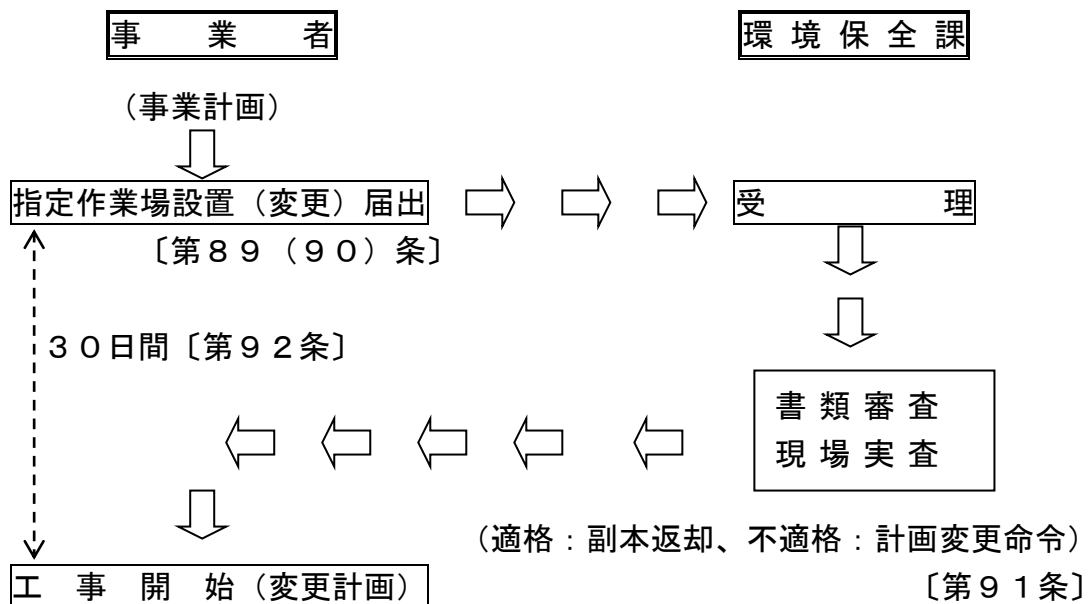
[詳細については環境確保条例第二条第八号 別表第二参照]

2. 届出の方法

自動車駐車場・ガソリンスタンドなど公害が発生しやすい事業所は環境確保条例により、指定作業場と定められています。指定作業場を設置（変更）する方は、30日前までに、環境保全課に設置（変更）届出をする必要があります。

環境保全課では環境確保条例の規制基準に適合するかどうか判断し、不適格の場合は計画の変更を命ずることがあります。

◎届出は以下のような手続きになります。

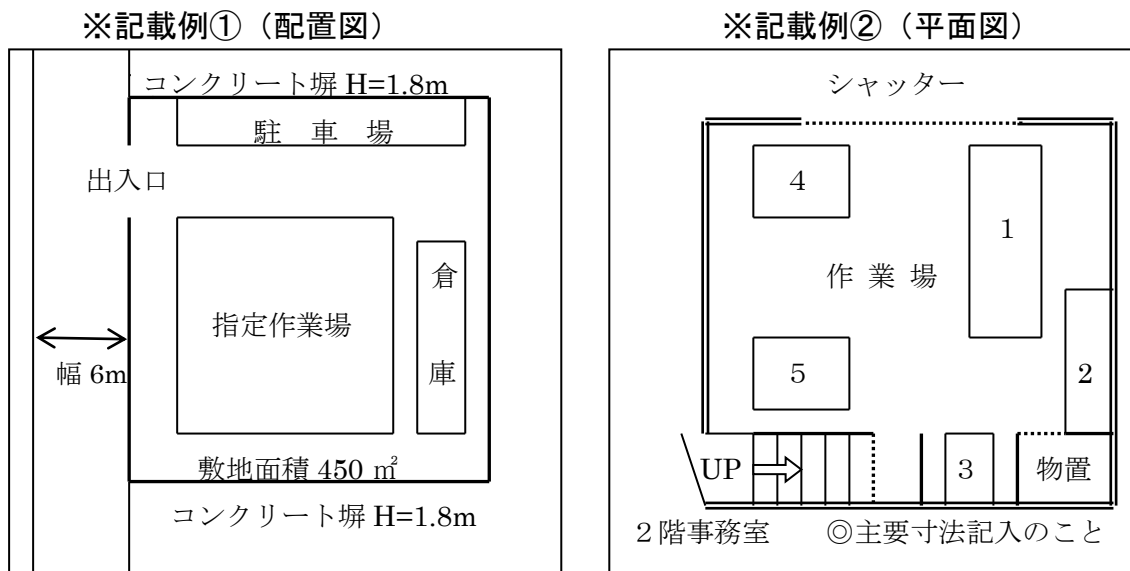


※ 事業者が届出を提出してから30日以内に指定作業場の工事を始めたい場合は、『期間短縮願い』の提出が必要です。〔第92条第2項〕

※ 指定作業場の事業内容・規模により他の法令（大気汚染防止法・建築基準法など）による届出が必要な場合や、設置できない場合がありますのでご注意ください。

3. 届出に必要な書類

- (1) 指定作業場設置（変更）申請書
- (2) 別紙 指定作業場の種類により用紙・書き方が異なります。
- (3) 案内図 現場へ調査に行きますので、現地の案内図が必要です。
指定作業場を赤色で、指定作業場周囲50m内の学校・病院などを青色で記入して下さい。（住宅地図などを使用）
- (4) 配置図 隣接道路の状況・幅員、隣家との境界（塀の高さ・種類など）や敷地内での指定作業場の位置がわかるもの。 ※記載例①
- (5) 平面図 指定作業場内にある主な施設の位置がわかるもの。 ※記載例②



- (6) 立面図 窓やダクト・排気口の位置がわかるもの。
- (7) かなばかり図 壁の構造がわかるもの。
- (8) その他 設置機械仕様書等の提出を、お願いする場合があります。

☆届出後、届出書の内容（作業場面積・機械設備等）や代表者氏名等を変更する場合は、必ず事前に環境保全課へご相談ください。

4. 指定作業場に関する主な規制基準

(1) 騒音（敷地境界）の規制基準（単位：dB）

〔条例第68条、別表第7-5〕

区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分	基 準 値	特 別 基 準
A 第1種 区域	第1種低層住居専用地域	8時～19時	45	B・C区域内の学校・ 保育所・病院・図書館 等の周囲50m以内の 地域 ↓ 各欄から5dB減じた値
	第2種低層住居専用地域	19時～翌8時	40	
B 第2種 区域	第1種中高層住居専用地域	8時～19時	50	
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域	19時～翌8時	45	
	第2種住居地域 準住居地域 ※第1特別地域			
C 第3種 区域	近隣商業地域	6時～8時	55	
	商業地域	8時～20時	60	
	準工業地域	20時～23時	55	
	※第1特別地域除く	23時～翌6時	50	

（*第1特別地域とはCのうちAの周囲30m以内の地域）

(2) 振動（敷地境界）の規制基準（単位：dB）

〔条例第68条、別表第7-6〕

区 域	該 当 地 域	時 間 の 区 分	基 準 値	特 別 基 準
第1種 区域	第1種低層住居専用地域	8時～19時	60	学校・保育所・病院・ 図書館等の周囲50m 以内の地域 ↓ 各欄から5dB減じた値
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域	19時～翌8時	55	
	第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	19時～翌8時	55		
第2種住居地域 準住居地域				
第2種 区域	近隣商業地域	8時～20時	65	
	商業地域 準工業地域	20時～翌8時	60	

☆その他の基準については、環境保全課にお問い合わせください。

5. 公害防止の方法

指定作業場の設置場所・作業時間は付近の住宅環境・生活時間を考慮して決め、騒音公害等が発生しないように下記の点などに注意してください。また、指定作業場に入出入りする車両が周辺の住民に迷惑をかけないようにしてください。苦情が生じた場合は、苦情者と真摯に話し合う等、責任者が誠意をもって解決にあたる必要があります。

(1) 騒音対策

◎低騒音型の機械を選択する。

◎騒音発生源を壁などで囲う。

☆壁にはコンクリートなど遮音性能が高いものにする。

☆コンプレッサーは専用の部屋に設置する。

◎出入口・窓は遮音性能が高いサッシ等にする。

◎作業中は出入口・窓を閉めるようにする。

☆窓を閉めて作業できるように、エアコンなどを設置する。

(2) 振動対策

◎低振動型の機械を選択する。

◎防振基礎にする。

☆コンクリートを厚く打つ。防振ゴムを取り付ける。

(3) 大気汚染対策

◎ボイラー

☆低硫黄燃料（特A重油・都市ガス）にする。

◎焼却炉

☆使用は極力控える。

☆排出基準を満たさない焼却炉は使用できません。

◎クリーニング

☆密閉型機械を使用する。

☆排気ダクトを設置する場合は周囲の状況を考慮する。

(4) 水質汚濁対策

◎油水分離層などのトラップを設置し、定期的に清掃する。

◎有害物質を含むものや大量の汚水等を排水する場合は、適切な排水処理施設を設置する。

(5) 悪臭対策

◎適正な換気装置と脱臭装置を設置する。

(6) その他

◎公害防止のために、塀等の設置・自動車の出入口の制限等が条例で定められています。